

消費生活 相談だより



困ったなと思ったら、まず相談！
阿蘇市消費生活相談室
Tel 22-3364

自宅をSF商法(ハイハイ学校)の会場にされたうえ、高額な布団を買わされたという相談が、熊本県下で多数寄せられています。阿蘇市でも発生していますので、十分ご注意ください。

もし、被害に遭われた場合は至急ご連絡ください。

《相談事例 1》

友人宅に遊びに行っていたところ「水を飲ませて欲しい。」と言って、業者が訪ねてきた。水を出したところ、業者は「家を貸して欲しい。広い座敷がいい。」と言って、承諾しないうちに勝手に商品を友人宅に運び込んできた。隣の地区の住民、十数人を車で連れてきたが、無料の商品を受け取って帰ろうとした大勢の人は、出口で商品を回収され、歩いて帰らされた。結局、業者は、私と友人に「血液がサラサラになる。」という20万円の座布団の説明をし、仕方なく契約してしまった。

(80歳、女性、無職)

《相談事例 2》

独り暮らしの高齢の母は、以前脳卒中を起こし少し身体が不自由である。先日、母の自宅に、母の了承も得ず見知らぬ業者が勝手に入り込み、商品を並べ始めたとのことだった。布団のハイハイ学校だったらしく、偶然、強引に連れてこられた人が母の友人だったことから、兄嫁に連絡が入り、業者に断りを入れて事なきを得た。

(50歳、女性、家事従事者)

SF商法については、特定商取引法の「訪問販売」に当たり、商品の布団は指定商品なので、クーリング・オフができます。

また、クーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合は、消費生活センターまでご連絡頂きますようお願いいたします。

job navi 2006
学生等就職面接会
の開催について

熊本労働局、県下各ハローワーク、熊本県、熊本市の共同主催により、来春大学等を卒業予定の就職未決定者及び既卒者を対象に「job navi 2006 学生等就職面接会」を開催します。

日時 9月5日(火)

場所 興南会館(熊本市本山町131)

参加事業所

熊本県内に事業所を有する企業80社

対象求職者

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校を来春卒業予定の就職未決定者及び既卒者(平成19年3月高校卒業予定者は対象としません)

※事前申込み不要

参加事業所の申込先

事業所管轄の各ハローワーク(公共職業安定所)

問い合わせ先

熊本労働局職業安定課

TEL 096-211-1703

ホームページ

http://www.klb.go.jp/kiyouu-guide

こんなときは、

必ず届出を！

国民年金たより

就職、結婚等、転職、退職、年金をもらっている方や保険料を掛けている方が死亡したときなどは、国民年金に入る・やめる、保険料を納める等必要な事項・手続きが発生しますので、生活パターンが変わったときは14日以内に届出を必ず行ってください。※届出を忘れると将来、年金が減額されたり、受けられない場合があります。

届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。手続きの際は、年金手帳の他に添付資料が必要な場合がありますので、届出先にご確認ください。

問い合わせ先

阿蘇市役所市民課国民年金係
TEL 22-3135

